

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年4月1日

京都市教育委員会  
教育長 在田正秀

## 京都市教育委員会規則第1号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 委員会（第3条～第11条）

第3章 教育長及び事務局

第1節 教育長（第12条～第15条の2）

第2節 事務局の組織及び職員（第16条～第21条）

第4章 公示及び令達（第22条）

第5章 公布等（第23条～第25条）

第6章 雑則（第26条）

### 附則

第1条中「法という」を「法」というに、「基き」を「基づき」に、「委員会という」を「委員会」というに改める。

第2条中「事務局という」を「事務局」というに改める。

第3条中「の会議」の右に「(以下「会議」という。)」を加える。

第5条から第8条までを削除する。

第9条中「委員長」を「教育長」に改める。

第11条本文中「教育という」を「教育」というに改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第12条中「並びに」を「及び」に改める。

第13条第1項第4号中「第27条」を「第26条」に改め、同項第9号中「教育長及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同項第17号中「情報公開・個人情報保護審査会」を「京都市情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同項第21号を同項第22号と

し、同項第20号の次に次の1号を加える。

(2) 博物館の登録等に関すること。

第13条第2項第7号中「情報公開・個人情報保護審査会」を「京都市情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同項第10号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 博物館の登録等に関すること。

第13条第4項中「、文化市民局文化芸術担当局長又は同局スポーツ担当局長」を「又は文化市民局スポーツ担当局長」に改める。

第14条前段中「代って」を「代わって」に改める。

第15条を次のように改める。

(教育長の服務等)

第15条 教育長の服務等に関する事項については、法令又はこれに基づく条例その他別に定めがあるもののほか、市長の事務部局の職員の例による。

第2章第1節中第15条の次に次の1条を加える。

(教育長職務代理の職務の代決)

第15条の2 教育次長は、会議に関する事項を除き、教育長職務代理の職務を代決することができる。

第17条総務部の款総務課の項第5号中「教育委員会議その他会議」を「会議等」に改め、同条生涯学習部の款中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 博物館の登録等に関すること。

第19条第1項中「置くことがある」を「置く」に改め、同条第6項中「主任指導主事」の右に「、主任子ども支援専門官」を加え、同条第8項の表総務部学校事務支援室の項中「ICT環境整備係長」を削り、同表生涯学習部の項中「企画係長」を「施設運営係長 事業企画係長」に改める。

第20条第18項中「主任指導主事」の右に「、主任子ども支援専門官」を加える。

第21条中「教育長及び」を削り、「基く」を「基づく」に、「その他の規定に特別の定めがある場合」を「その他別に定めがあるもの」に、「補助機関たる」を「事務部局の」に改める。

第22条第1号中「第14条」を「第15条」に改める。

第5章の章名を次のように改める。

第5章 公布等

第23条第1項中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)